

第13章 都民生活及び都民経済の安定の確保

第1節 準備期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生時には、都民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により都民生活及び都民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。都は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や都民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、都民生活及び都民経済の安定に寄与するため、業務計画の策定等、必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に都民生活及び都民経済の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

1-1 情報共有体制の整備

都は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、所管する業界団体等の関係機関との連携や関係部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。【総務局、関係局】

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

都は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。【政策企画局、総務局、デジタルサービス局、関係局】

1-3 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備

1-3-1 業務計画の策定の支援

都は、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の縮小等について、業務計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。【総務局、指定地方公共機関所管局】

1-3-2 柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨

都は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンラインを組み合わせたハイブリッドな会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。

なお、子供の通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。【総務局、産業労働局】

1-3-3 教育及び学びの継続に関する体制整備

都は、新型インフルエンザ等の発生時においても、分散登校や、オンライン学習と対面学習とを組み合わせたハイブリッド学習等の工夫により、教育及び学びの継続が可能となる体制の整備を行う。【教育庁】

1-3-4 緊急物資運送等の体制整備

都は、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。【総務局、保健医療局、生活文化局、都市整備局、関係局】

1-3-5 物資及び資材の備蓄¹⁷⁹

- ① 都は、本行動計画に基づき、第12章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する¹⁸⁰。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる¹⁸¹。【総務局、指定（地方）公共機関所管局、関係局】

- ② 都は、事業者や都民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

【総務局、福祉局、関係局】

1-3-6 生活支援を要する者への支援等の準備

¹⁷⁹ ワクチン、治療薬、検査物資や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照

¹⁸⁰ 特措法第10条

¹⁸¹ 特措法第11条

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第13章 都民生活及び都民経済の安定の確保

第1節 準備期

区市町村は、国からの要請に基づき、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。【保健医療局、福祉局】

1-3-7 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

都は、区市町村に対し、火葬能力等について事前に把握、検討しておくよう要請する。

都は、国及び区市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、新型インフルエンザ等の感染拡大時においても火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備するとともに、必要な物資等の確保に努める。【保健医療局】

1-3-8 その他必要な体制の整備

都は、国及び区市町村並びに廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時においても廃棄物を適切に処理できるよう、適宜、情報共有を図るとともに、ガイドライン等を整備する。【環境局】

第2節 初動期

<目的>

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や都民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、都民や事業者に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染予防策等の勧奨や、事業者に対しては当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染予防策の徹底の要請、また、国の情報や発生状況、都の対応を説明し、各事業者に感染拡大防止策の実施の協力や、政府が緊急事態宣言をした場合に施設の使用や催物の制限があり得ることについて事前に周知するなど速やかに対応を行い、都民生活及び都民経済の安定を確保する。

2-1 事業継続に向けた準備等

- ① 都は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理の徹底、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンラインを組み合わせたハイブリッドな会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。【総務局、都市整備局、産業労働局、関係局】
- ② 指定（地方）公共機関等は、その業務計画に基づき、国及び都と連携し、事業継続に向けた準備を行う。【指定（地方）公共機関所管局】
- ③ 都は、事業者への支援として、資金繰りや経営に関する中小企業向けの特別相談窓口の設置を準備する。【産業労働局】
- ④ 都は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえた感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。【総務局、保健医療局、関係局】

【新型コロナ対応での具体例】

都は、以下の手法で、事業者における事業継続を支援した。

- 「職場で始める！感染症対応力向上プロジェクト」として、都から提供したひな形を基に事業者が感染症BCPを作成するコースを設け、感染状況に合わせてリモートワークを取り入れるなど、感染予防と業務継続の両立を促進

- 代替要員確保支援として、生活に欠かせない食料品を扱う中小規模のスーパーマーケットやコンビニエンスストアなどの店舗に対しては、従業員の1割以上が新型コロナウイルス感染症等で欠勤した場合の代替要員の確保を支援する取組を実施
- 妊娠中の女性労働者に係る母性健康管理措置促進事業として、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等から休業が適当と指導された妊娠中の女性労働者に対し、有給にて休業を取得できる制度を整備し、休業を与えた都内中小企業に対し、奨励金を支給
- 急速に進展したテレワークの定着・促進に向け、令和2（2020）年8月からは、都内中堅・中小企業に対して、在宅勤務・モバイル勤務等を可能にするモバイル端末等の情報通信機器や業務関連ソフト等の導入によるテレワーク環境の整備に要した費用を助成するテレワーク定着促進助成金事業を実施

2-2 都民生活への配慮

- ① 都は、来庁者向け及び庁舎執務室における感染対策を段階的に実施・準備する。【総務局、各局】
- ② 都は、都立・都営施設での感染対策の段階的な実施・準備や施設の利用縮小・休止の検討及び都が実施するイベントでの感染対策の段階的な実施・準備やイベントの中止・延期の検討を行う。【総務局、政策企画局、各局】
- ③ 都は、行政手続上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、大災害発生時に実施されている行政上の申請期限の延長について、国に対し情報の提供を求め、必要な対応を準備する。【関係局】
- ④ 都は、区市町村に対し、高齢者や障害者等の要配慮者への支援や、平常時のごみ処理の維持が困難になる場合に備えた準備を依頼する。【総務局、環境局、福祉局】
- ⑤ 都は、都民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、必要に応じて感染発生地域の警戒活動を行うとともに、災害発生への対応など警察・消防機能を維持し、地域住民と連携して防犯活動を維持する。【警視庁、東京消防庁】

2-3 生活関連物資等の安定供給に関する都民等及び事業者への呼び掛け

都は、都民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品、その他の国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。【生活文化局、産業労働局、関係局】

2-4 遺体の火葬・安置

- ① 都は、区市町村とともに、新型インフルエンザ等の国内での重症化率、致死率等の情報収集を行うとともに、新型インフルエンザ等による死亡者に対する備えとして、都内の火葬場の経営者・管理者に対し、可能な限り火葬炉を稼働するため必要な準備を進めるよう要請する。【保健医療局】
- ② 都は、瑞江葬儀所において、受入体制を迅速に確保・強化する準備を行うとともに、施設を管理している立場から、関係機関に対して助言、協力を行う。【建設局】
- ③ 区市町村は、都からの要請があった場合には、感染拡大に伴う死亡者数の増加等により、地域の火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、震災等で予定されている場所等、一時的に遺体を安置できる施設等の設置及び運用準備を行う。【保健医療局】
- ④ 都は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、都営施設を使用する準備を行う。【保健医療局、関係局】
- ⑤ 都は、一時的に遺体を安置する施設として必要な設備基準及び運用マニュアルを策定する。【保健医療局】
- ⑥ 都は、ドライアイスを扱う業界に一時的に遺体を安置する施設の設置時に向けたドライアイスの供給準備を要請する。【保健医療局】

2-5 その他必要な施策の実施

都は、国及び区市町村並びに廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における廃棄物を適切に処理する体制を整える。

なお、初動期においては、国が策定した「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に準じて、廃棄物を適切に処理する。【環境局】

第3節 対応期

<目的>

準備期での対応を基に、都民生活及び都民経済の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、都民・事業者等への必要な支援及び対策を行うことにより、都民生活及び都民経済の安定の確保に努める。

3-1 都民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 生活関連物資等の安定供給に関する都民等及び事業者への呼び掛け

- ① 都は、都民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

【政策企画局、総務局、生活文化局、保健医療局、産業労働局、関係局】

- ② 都は、生産、卸、小売団体、流通業者、運輸業者など、食糧、生活必需品に関係する事業者に安定的な供給を確保するよう要請する。【総務局、生活文化局、産業労働局、中央卸売市場】

3-1-2 心身への影響に関する施策

都は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子供の発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。【保健医療局、福祉局、関係局】

3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

都は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限¹⁸²やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等必要な支援を行う。【教育庁】

¹⁸² 特措法第45条第2項

【新型コロナ対応での具体例】

都は、以下の手法で、教育の継続を支援した。

- 感染拡大時には、子供たちや学校が行うべき感染症対策を分かりやすく示したチェックリストを作成・配布した。
- 感染症の専門家が都立学校を訪問して感染症対策を点検・評価し、具体的な取組について助言した。
- 長期休業前や感染拡大時には、感染リスクが高まる場面について注意喚起する保護者向けリーフレットや、家庭で取り組む感染症対策に関するチェックリストを配布した。
- 感染レベルに応じて密を避ける工夫などが求められたことから、時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態を実施した。

3-1-4 サービス水準に係る都民への周知

都は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、必要に応じて、都民等に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時にサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得るよう努める。【総務局、関係局】

3-1-5 物資の売渡しの要請等

- ① 都は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。

なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の道府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、特定物資の当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する¹⁸³。【総務局、関係局】

- ② 都は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる¹⁸⁴。【総務局、関係局】

3-1-6 生活関連物資等の価格の安定等

¹⁸³ 特措法第55条第2項

¹⁸⁴ 特措法第55条第3項

- ① 都及び区市町村は、都民生活及び都民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。【生活文化局、保健医療局、産業労働局、関係局】
- ② 都及び区市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、都民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、都民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。【生活文化局、保健医療局、産業労働局、関係局】
- ③ 都及び区市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、本行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。【生活文化局、保健医療局、産業労働局、関係局】
- ④ 都及び区市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、都民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は社会経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる¹⁸⁵。【生活文化局、保健医療局、産業労働局、関係局】

3-1-7 埋葬・火葬の特例等

- ① 都は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、死亡者数の増加により必要な遺体の火葬が滞るおそれがあると思込まれる場合には、区市町村と連携して、火葬場の経営者・管理者に対し可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。【保健医療局】
- ② 都は、遺体を取り扱う事業者、火葬場従事者等関係者に対し、国が発出する通知等を踏まえ、遺族等の意向への配慮や遺体の取扱いに係る適切な感染対策の実施について、周知を行う。【保健医療局】
- ③ 新型インフルエンザ等により死亡した遺体の体液や排泄物からの感染を予防するため、手袋やマスク等が必要な場合があることについて、遺族への理解を得るよう努める。【保健医療局】
- ④ 都は、区市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。【保健医療局】

¹⁸⁵ 特措法第59条

- ⑤ 区市町村は、都からの要請に基づき、死亡者数の増加により、地域の火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。【保健医療局】
- ⑥ 都は、ドライアイス扱う業界に一時的に遺体を安置する施設の設置時にドライアイスの供給を要請する。【保健医療局】
- ⑦ 都は、冷蔵・冷凍倉庫を一時的に遺体を安置するために使用することを事業者と検討する。【保健医療局】
- ⑧ 都は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。【保健医療局】
- ⑨ 国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認めるときは、当該区市町村以外の区市町村による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定める¹⁸⁶。
- ⑩ 区市町村は、「埋火葬許可証」の発行に当たっては、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにする。「埋火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法第56条の規定に基づき「死亡診断書」により、迅速に埋火葬する特例措置を実施する。【保健医療局】

3-1-8 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等

都は、国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、当該新型インフルエンザ等緊急事態に対する適用を指定した場合は、適切に対応する。【各局】

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業継続に関する事業者への要請等

- ① 都は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染対策の実施を要請する。【総務局、保健医療局、関係局】
- ② 指定（地方）公共機関等は、業務計画に基づき、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。【指定（地方）公共機関所管局】

3-2-2 事業者に対する支援

都及び区市町村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び都民生活への影響を緩和し、都民生

¹⁸⁶ 特措法第56条

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第13章 都民生活及び都民経済の安定の確保

第3節 対応期

活及び都民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる¹⁸⁷。【関係局】

【新型コロナ対応での具体例】

都は、以下の手法で、まん延防止のための措置と社会経済活動を両立するための支援を実施した。

- 各企業等における優先業務の洗い出しや、1割を超える従業員の欠勤を前提とした応援要員の手配方法、具体的な段取りの点検について、ポイントをまとめたチェックリストを用意し、経済団体や事業者呼び掛けを実施した。
- 地域の飲食店や商業施設等に共用型の小規模テレワークコーナーを設置するための環境整備費用の一部を助成する事業を実施した。
- 事業者が宿泊施設をテレワークのために利用する際の経費（都内宿泊施設の借上げに要する経費）を支援する事業を実施した。
- 緊急事態宣言中に都心への人流を抑制するため、多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供事業を実施した。後に、区部においても同様の取組を展開し、区部の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供事業として拡大した。

3-2-3 都民生活及び都民経済の安定に関する措置

以下①から⑤までの事業者である都及び区市町村又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、必要な措置を講ずる¹⁸⁸。

- ① 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関
電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置
- ② 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である都、区市町村
水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置
- ③ 運送事業者である指定（地方）公共機関
旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置
- ④ 電気通信事業者である指定（地方）公共機関

¹⁸⁷ 特措法第63条の2第1項

¹⁸⁸ 特措法第52条及び第53条

通信を確保し、及び緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置

- ⑤ 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関郵便及び信書便を確保するため必要な措置

都は、緊急事態措置の実施のため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急物資の運送を要請する。また、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急事態措置の実施に必要な医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する¹⁸⁹。【指定（地方）公共機関所管局】

3-2-4 都民生活及び都民経済の両方の安定の確保を対象とした対応

3-2-4-1 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資¹⁹⁰

都は、政府関係金融機関等が、新型インフルエンザ等緊急事態において、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずる場合は、事業者へ周知するなど適切に対応する。【産業労働局】

3-2-5 都民生活及び都民経済に及ぼす影響を緩和するその他の支援

- ① 都は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた都民生活及び都民経済への影響に対し、必要に応じた支援を行う。

なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。【関係局】

- ② 都は、国から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、都民の権利利益を保護する。【関係局】

3-3 その他の対応

都は、都内における円滑な廃棄物処理システムを維持するため、区市町村、廃棄物処理業者等に対して必要な支援を行う。【環境局】

¹⁸⁹ 特措法第54条

¹⁹⁰ 特措法第60条